



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部

を改正する規則（行政管理課）	1
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（地域保健課）	2

### 告 示

救急病院の告示（医療政策課）	2
県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課）	2
公共測量の実施の終了の通知（村づくり計画課）	3
公共測量の実施の通知（農地農村整備課）	3
沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）	3
都市計画事業の認可（道路街路課）	4
都市計画事業の変更の認可・4件（道路街路課）	4
県道の供用の開始（道路管理課）	5
道路の占有を制限する区域の指定（道路管理課）	5
公有水面埋立しゅん功認可（港湾課）	6
都市計画事業の変更の認可・3件（下水道課）	7

### 公 告

建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	8
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	10

## 規 則

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第 4 号

#### 沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年沖縄県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 2 の項中「第 2 条の表33の項(10)」を「第 2 条の表34の項(10)」に改め、同表 3 の項中「第 2 条の表34の項(9)」を「第 2 条の表35の項(9)」に改め、同表 4 の項中「第 2 条の表41の項」を「第 2 条の表42の項」に改め、同表 5 の項中「第 2 条の表42の項(2)」を「第 2 条の表43の項(2)」に改め、同表 6 の項中「第 2 条の表56の項(13)」を「第 2 条の表57の項(13)」に改め、同表 7 の項中「第 2 条の表57の項(36)」を「第 2 条の表58の項(36)」に改める。

第 3 条の見出し及び各号列記以外の部分中「第 2 条の表49の項」を「第 2 条の表50の項」に改め、同条第 2 号中「若しくは査証欄の増補」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号の改正規定は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第 5 号**

**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 6 年沖縄県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条第 6 項」を「第33条第 5 項」に、「同条第 4 項後段」を「同条第 3 項後段」に、「同条第 1 項又は第 3 項」を「同条第 1 項又は第 2 項」に改める。

第17号様式及び第18号様式中「第33条第 1 項・第 4 項」を「第33条第 1 項・第 3 項」に、「第33条第 3 項・第 4 項」を「第33条第 2 項・第 3 項」に改める。

第19号様式中「第33条第 1 項又は第 3 項」を「第33条第 1 項又は第 2 項」に改める。

第22号様式中「第33条第 1 項・第 4 項」を「第33条第 1 項・第 3 項」に、「第33条第 3 項・第 4 項」を「第33条第 2 項・第 3 項」に改める。

第23号様式中「第33条第 1 項・第 3 項」を「第33条第 1 項・第 2 項」に、「第33条第 1 項・第 4 項」を「第33条第 1 項・第 3 項」に、「第33条第 3 項・第 4 項」を「第33条第 2 項・第 3 項」に改める。

第24号様式中「第33条第 1 項・第 4 項」を「第33条第 1 項・第 3 項」に、「第33条第 3 項・第 4 項」を「第33条第 2 項・第 3 項」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**告 示**

**沖縄県告示第108号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

令和 5 年 3 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
那覇市立病院	那覇市古島 2 丁目 31 番地 1	地方独立行政法人 那覇市立病院	令和 5 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日

**沖縄県告示第109号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、宮古島市山底地区県営農地整備事業（補助金事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和5年3月13日から同年4月10日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。  
また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

**沖縄県告示第110号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 石垣市地内（磯辺第1－1地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和4年8月19日から令和5年2月14日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第111号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市地内（伊野田中地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年10月24日から令和5年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第112号**

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和5年3月10日

沖縄県文化観光スポーツ部長 宮 城 嗣 吉

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和5年4月28日から同年6月4日まで
- 4 観覧料の額  
令和5年度美術館企画展 「ジミー大西画業30年記念展「POP OUT」」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	800円	640円
	中学生及び小学生	500円	400円

備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者

(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)をいう。

- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

---

#### 沖縄県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・1号饒波川線
- 3 事業施行期間 令和5年3月10日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 沖縄県豊見城市字高安及び字豊見城地内
  - (2) 使用の部分 なし

---

#### 沖縄県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第276号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・那88号真和志線
- 3 事業施行期間 平成24年5月15日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

---

#### 沖縄県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成26年沖縄県告示第116号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・那89号城東城北線
- 3 事業施行期間 平成26年3月4日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし

- (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
- 

**沖縄県告示第116号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成27年沖縄県告示第197号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 宜野湾市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
    - (2) 名称 3・4・71号普天間線
  - 3 事業施行期間 平成27年3月20日から令和9年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
- 

**沖縄県告示第117号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成29年沖縄県告示第101号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 沖縄市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
    - (2) 名称 3・4・沖3号センター中央通り線
  - 3 事業施行期間 平成29年2月21日から令和8年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
- 

**沖縄県告示第118号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、令和5年3月10日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 平良下地島空港線
  - 2 供用開始の区間 宮古島市伊良部字池間添長山1108番2地先から宮古島市伊良部字池間添長山1108番1まで
  - 3 供用開始の期日 令和5年3月10日
- 

**沖縄県告示第119号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、沖縄県南部土木事務所において、令和5年3月10日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	南風原知念線	南城市大里字大城前田原419番1から 南城市佐敷字新里竹枝原2026番3まで	沖縄県南部土木事務所

2 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

4 占用の制限の開始の期日 令和5年4月1日

沖縄県告示第120号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

令和5年3月10日

白浜港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 令和5年2月27日 沖縄県指令士第175号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕

3 埋立区域

(1) 位置

ア 埋立区域1 竹富町字西表仲良1499番95の地先公有水面

イ 埋立区域2 竹富町字西表仲良1499番95の地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域1 次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結ぶ昭和62年8月4日付け沖縄県告示第585号でしゅん功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.78メートルにより決定）、③の地点と④の地点を結んだ線及び④の地点と①の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点内離（北緯24度21分09秒3009、東経123度44分15秒8958）から52度26分48秒、1,288.27メートルの地点

②の地点 ①の地点から80度03分22秒31.11メートルの地点

③の地点 ②の地点から169度57分03秒19.71メートルの地点

④の地点 ③の地点から259度51分37秒31.08メートルの地点

イ 埋立区域2 次の各地点のうち⑤の地点から⑭の地点までを順次に結ぶ昭和55年11月25日付け沖縄県告示第703号でしゅん功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線、⑭の地点から⑮の地点までを順次に結んだ線及び⑮の地点と⑤の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

⑤の地点 四等三角点内離（北緯24度21分09秒3009、東経123度44分15秒8958）から54度23分47秒、1,356.49メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から79度57分04秒5.03メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から169度53分25秒2.94メートルの地点

- ⑧の地点 ⑦の地点から80度01分55秒30.02メートルの地点  
⑨の地点 ⑧の地点から350度00分44秒11.53メートルの地点  
⑩の地点 ⑨の地点から79度57分43秒60.15メートルの地点  
⑪の地点 ⑩の地点から83度06分41秒10.04メートルの地点  
⑫の地点 ⑪の地点から351度46分29秒0.51メートルの地点  
⑬の地点 ⑫の地点から84度51分01秒10.22メートルの地点  
⑭の地点 ⑬の地点から90度33分44秒1.12メートルの地点  
⑮の地点 ⑭の地点から158度18分41秒7.27メートルの地点  
⑯の地点 ⑮の地点から175度34分59秒10.05メートルの地点  
⑰の地点 ⑯の地点から181度17分01秒2.68メートルの地点  
⑱の地点 ⑰の地点から259度52分10秒1.38メートルの地点  
⑲の地点 ⑱の地点から169度51分19秒5.03メートルの地点  
⑳の地点 ⑲の地点から259度51分34秒110.00メートルの地点  
㉑の地点 ㉑の地点から349度51分19秒5.03メートルの地点  
㉒の地点 ㉑の地点から259度50分53秒1.91メートルの地点  
㉓の地点 ㉒の地点から349度51分20秒4.67メートルの地点  
㉔の地点 ㉓の地点から259度52分31秒3.19メートルの地点  
㉕の地点 ㉔の地点から349度53分54秒4.92メートルの地点

(3) 面積

- 埋立区域1 614.54平方メートル  
埋立区域2 2,599.28平方メートル  
合計 3,213.82平方メートル

- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成26年9月26日 沖縄県指令土第1059号  
5 関係図書を閲覧することができる市町村名 竹富町

---

**沖縄県告示第121号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第82号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 沖縄市  
2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 中部広域都市計画下水道事業  
(2) 名称 沖縄市公共下水道  
3 事業施行期間 昭和48年3月19日から令和10年3月31日まで  
4 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 昭和48年沖縄県告示第82号、平成18年沖縄県告示第484号、平成22年沖縄県告示第158号及び平成30年沖縄県告示第141号の事業地に、沖縄市大里三丁目及び桃原四丁目を加え、字登川喜納口原、登川原、赤道原、八重作原、中川原及び東原、字諸見里平田原及び前迫原、池原三丁目、池原四丁目、池原五丁目、上地四丁目、古謝一丁目、古謝三丁目、中央二丁目、登川二丁目並びに諸見里二丁目地内において事業地を変更する。  
5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

---

**沖縄県告示第122号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第195号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 嘉手納町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 嘉手納町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年6月21日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

---

**沖縄県告示第123号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和55年沖縄県告示第144号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 南風原町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年3月6日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

---

**公 告**

---

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年10月25日
  - (2) 商号名 株式会社S K スチール
  - (3) 代表者名 下地薫
  - (4) 所在地 宮古島市平良字久貝906番地6
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第14183号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年10月25日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年11月10日
  - (2) 商号名 株式会社明新建設
  - (3) 代表者名 荷川取明
  - (4) 所在地 石垣市字真栄里852番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第12361号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年11月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の



届出があった。

- 3(1) 処分をした年月日 令和4年11月14日
  - (2) 商号名 琉建株式会社
  - (3) 代表者名 栗国政人
  - (4) 所在地 宮古島市伊良部字伊良部1358番地5
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第1638号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年11月14日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和4年11月18日
  - (2) 商号名 株式会社東豊
  - (3) 代表者名 中城文雄
  - (4) 所在地 那覇市泊2丁目3番4号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第9375号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年11月18日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和4年11月18日
  - (2) 商号名 彦組
  - (3) 代表者名 狩俣勝彦
  - (4) 所在地 浦添市安波茶三丁目27番2号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13388号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年11月18日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和4年11月21日
  - (2) 商号名 沖縄菱電ビルシステム株式会社
  - (3) 代表者名 長瀬英司
  - (4) 所在地 那覇市久茂地1丁目3番1号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第9454号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年11月21日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和4年11月21日
  - (2) 商号名 株式会社アジアエンジニアリング
  - (3) 代表者名 久田友徳
  - (4) 所在地 うるま市字赤道682番地5ウォーカーヒルII101号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第9976号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年11月21日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和4年11月22日
  - (2) 商号名 大恵インダストリー株式会社
  - (3) 代表者名 兼本力
  - (4) 所在地 宮古島市平良字荷川取694番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第12464号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年11月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和4年12月9日

- (2) 商号名 株式会社RCワークス
  - (3) 代表者名 富岡昌文
  - (4) 所在地 豊見城市字渡橋名279番地2
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第13588号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年11月15日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和4年12月23日
- (2) 商号名 崎電気工事
  - (3) 代表者名 崎原盛仁
  - (4) 所在地 西原町字呉屋428番地の1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第12767号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年12月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年6月15日 沖縄県指令土第516号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字和宇慶検地原112番2の一部及び112番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小那覇297番地の2 玉那覇政治
- 5 検査済証番号 令和5年2月22日 第4863号
- 6 工事完了年月日 令和5年2月4日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--